令和８年２月定例教育委員会会議録

令和８年２月３日　定例熊谷市教育委員会を熊谷市立大原中学校本校舎３階会議室に招集する。

○　出席者

渋谷　昌美、小林　敏宏、大石　聡一、石井　智章、上松　妃都美

○　出席事務局

教育次長	三友　孝二
参事兼学校教育課長	中谷　樹
教育総務課長	小暮　洋久
社会教育課長	小澤　信行
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	吉野　健
中央公民館長	長島　千恵
文化センター所長	大野　浩
教育総務課副課長	増田　彩子
教育総務課主査	宮尾　美和

１３時２１分　２月定例教育委員会開会

教育長から、令和８年２月定例熊谷市教育委員会の開会の宣言があった。

事務局から、傍聴希望者がいない旨の報告があった。

教育長が、本会議の会議録の署名人に上松委員を指名した。

１月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

教育長から、報告第２－６号は、個人情報保護の観点から非公開とし、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

日程第１（報告第２－１号）寄附申出について

教育総務課長から、熊谷教育推進のためとして、１２月１１日から１月１０日までの期間にふるさと納税が計７件、金額にして４４万２千円の寄附申出をいただいたとの報告があった。

また、熊谷更生保護女性会 様から、図書購入費として市内小学校４校（熊谷西小、籠原小、市田小、妻沼小）に４万円相当の学校図書の寄附申出をいただいたとの報告があった。

日程第１（報告第２－２号）２月教育委員会行事予定について

教育総務課長から、次回３月定例教育委員会は、２月２４日に市役所６０３東会議室で開催するとの報告があった。

また、今後の予定として、３月３１日には学校教職員退職者感謝状贈呈式及び３月臨時教育委員会を、４月１日に学校教職員辞令伝達式及び４月定例教育委員会を、いずれも熊谷西小学校体育館において開催するとの報告があった。

日程第１（報告第２－３号）令和８年二十歳の成人式について

社会教育課長から、令和８年１月１１日に開催された令和８年熊谷市二十歳の成人式について、対象者１，８６２人に対し、参加者は１，３２３人で、昨年比０．２９ポイント増であったとの説明があった。

日程第１（報告第２－４号）「熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」の議案差替えについて

文化センター所長から、前回１月定例教育委員会において議決いただいた本規則について、その後、本市の例規改正の書式と差異があることが判明したことから、当該規則の改正文を修正し、差替えを行うとの説明があった。

日程第１（報告第２－５号）熊谷市教育研究会について

学校教育課長から、熊谷市教育研究会について説明があった。

会員は、熊谷市立小・中学校及び県立熊谷特別支援学校に在職する教職員で、加入については任意だが、総勢１，０００人を超える大きな組織である。

本研究会では、授業研究などの教育研究を行うだけでなく、主任会といって各教科ごとに会員が集まり連携を深め、本研究会が、会員の学びと成長の支えとなっている。

日程第１（報告第２－７号）令和８年度文化会館特別整備期間について

文化センター所長から、文化会館特別整備期間について説明があった。

文化会館では、令和８年度に、文化会館ホール客席用の照明設備改修工事を計画しており、現在予算要求中である。

文化会館ホールの客席用照明設備は、ハロゲンランプを使用しており、このハロゲンランプは、既に販売が打ち切られ、代用品もないことから、点灯しなくなった照明器具は使用不可となっている。

文化会館の設備改修については、令和２年度から順次、舞台装置、３年度に空調設備、４年度に舞台照明設備、５年度に音響設備と、年度ごとに計画的に予算要求し、執行してきたが、令和８年度は、４年度に実施した舞台照明設備の改修工事に引続き、客席用照明設備をＬＥＤ化する改修工事を実施する。

工事期間は、令和９年２月８日から２２日までの１５日を予定し、工事の際は、文化会館ホールを休館する必要があるため、熊谷市立文化センター条例施行規則第１２条に定める、特別整備期間による期間内での工事とする予定だが、文化会館の特別整備期間は、毎年２回それぞれ１週間以内とされていることから、もともとの休館日である令和９年２月８日、１５日、２２日を除いた、２月９日から２月１４日までの６日間、２月１６日から２１日までの６日間の２回を連続して特別整備期間として設定し、工事期間を確保する。

また、文化会館ホールの予約が、１年前から可能であるため、工事によるホールの休館について、ホームページや市報等で周知する予定である。

日程第２（議案第３号）「熊谷市史編さん大綱」の改定に係る熊谷市史編さん委員会への諮問について

文化財保護・市史編さん担当副参事から、「熊谷市史編さん大綱」の改定に係る熊谷市史市編さん委員会への諮問について説明があった。

本大綱は、平成１９年１０月１日の制定以降、５回の改定を経て、現在も「市史編さんの基本方針」に沿った調査・研究を適宜進めているところだが、現在の大綱では未定な事項や対処できない課題が複数生じており、大綱に定めた刊行計画及び年次計画、並びに大綱に記載の全体計画について、一部変更する改定が必要となった。また、併せて、これまで収集してきた膨大な歴史資料について、将来に残し、市民に広く公開・活用してもらうために、大綱の記載の一部を変更したい。

まず、刊行計画の変更、１点目として、調査報告書の表の網掛部のうち、２「指定文化財」を、市史編さん過程で明らかになった市内外の未指定の歴史資料についても対象とする「熊谷の歴史資料」に変更する。

２点目は、同じ表の一番下の網掛部、現行では、表の一番下の、その他に位置付けていた「熊谷市歴史年表」を、熊谷の歴史を学ぶ人等に対し、より市史の成果を還元できるように、年表だけでなく、人物や地名等を解説する「熊谷歴史辞典」に変更し、調査報告書の６として位置付ける。

次に、年次計画の変更、１点目として、刊行年次が未定であった、№１４、『調査報告書 仏像・仏画』のうち、現行では「ほかに、進捗状況に応じて報告書を１冊（報告書３）刊行する。」と記載していた第３集を令和９年度に、№１６、『調査報告書 直実・実盛伝説』を令和１２年度に、№１７、『調査報告書 熊谷の歴史資料』を令和１４年度に、№１８、『調査報告書 熊谷歴史辞典』を令和１９年度に、と以上４巻について、刊行年次を明記する。

２点目は、資料の調査及び研究等に時間を要するため、編さん期間を長く取る必要があると考えられることから、№３、『資料編４（近世２）熊谷地域編・村方』を令和９年度から令和１０年度へ、№４、『資料編６（近代・現代１）熊谷地域編上』

を令和１０年度から令和１１年度へ、刊行年次を１年繰り下げる。

３点目は、№９、『別編４　自然編２　動物』及び表の№１０、『別編５　自然編３　植物』を令和１２年度から令和１３年度へ、№５、『通史編』のうち『中巻　近世』を令和１２年度から令和１５年度へ、同『下巻　近代・現代』を令和１３年度から令和１６年度へ、№１１、『別編６　地誌』を令和１３年度から令和１７年度へ、№１２、『普及版』を令和１４年度から令和１８年度へ、と以上６巻について、１点目及び２点目に申し上げた書籍の刊行年次を勘案し、刊行年次を繰り下げ調整する。

最後に、大綱の本文の記載について、大綱の２ページ目、３　市史編さんの基本方針の⑺の文末の、「措置を執る」を「適切な施設を整備する」に記載を変更し、市史編さんの過程において収集した膨大な歴史資料について、将来に残し、市民に広く公開し、活用してもらうための措置について、より具体的な記載とする。

また、大綱の３ページ目の上部、９枚目の資料では、先程の下、４　市史編さんの基本計画の⑷　発刊期間について、先ほどの年次計画で申し上げたとおり変更することに伴い、市史編さんの全体計画期間を、令和１４年度まで、から５か年延長し、令和１９年度まで、と記載を変更する。

なお、これらの変更については、令和７年１１月１２日に開催された市史編さん委員会の第１回会議において、概略について委員の一定の理解を得ており、本件に係る方針決定は、副市長決裁もいただいている。

ついては、熊谷市史編さん委員会条例第２条の規定に基づき、「熊谷市史編さん大綱の一部改定について」、２月１３日開催予定の会議において、熊谷市史編さん委員会へ諮問してよろしいか伺う。

（質疑等）

石井委員から、大綱本文中について「適切な施設を整備する」に記載を変更するということは、何かそれ相応の組織や施設を作ることを目標にする改定なのか、との質問があり、文化財保護・市史編さん担当副参事から、将来的には公文書館のような、もしくは公文書館そのものではなくとも、今まで集めた歴史資料を保管し、活用する施設を整備する目標があるとの回答があった。

（議案は原案どおり可決）

日程第２（議案第４号）熊谷市公民館条例の一部を改正する条例

中央公民館長から、熊谷市公民館条例の一部を改正する条例について説明があった。

はじめに、本提案の経緯として、熊谷市宮町公民館運営協議会から令和７年６月２５日付けで、熊谷市宮町公民館を、令和８年３月３１日をもって解散する旨の報告を受け、その後、宮町公民館だよりを通じ、宮町地区自治会加入全世帯を対象に、宮町公民館の存続について意見募集を実施したところ、意見は皆無であった。

宮町公民館は、「館(やかた)なしの公民館」のため、同協議会の解散により活動の実態が失われることから、条例上の宮町公民館を廃止するものである。

条例の改正点は、熊谷市公民館条例の別表に規定されている「熊谷市宮町公民館」の部分を削除し、施行日は令和８年４月１日である。

宮町公民館の設置年は、昭和３２年。位置は熊谷市仲町１９番地で、事業活動は、主に中央公民館（市民ホール）を利用して学習講座等を実施している。

区域は、宮町一丁目の一部、宮町二丁目、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、末広一丁目、筑波一丁目の一部、上之の一部となっており、館(やかた)のない公民館のため、職員の配置はしておらず、公民館の運営は、有償ボランティアである地域館長１名、地域主事１名に委嘱している。

主な事業としては、令和７年度は視察研修１回、公民館講座として「人権講座」、クリスマスコンサートは実施済みで、今後３月に開催する「公民館まつり」に参加する予定である。

（質疑等）

石井委員から、「館（やかた）のない公民館」とは具体的にどういうものなのか、また、今後当該地区の住民が今まで公民館が実施してきた活動に参加したい場合、それにかわるものはあるのか、との質問があり、中央公民館長から、「館（やかた）のない公民館」とは、公民館としての組織はあるが、専用の建屋を持たない公民館のことを言い、現状宮町公民館は中央公民館を使用して活動を行っているとの回答があった。また、従来公民館が行ってきた活動に参加したい場合は、宮町公民館としての行事では無くなってしまうが、希望する住民で同じ区域内の公民館を借りて活動を続けることは可能で、また同じ区域内の公民館が実施する事業に一緒に参加させてもらう形も考えられることから、その機会は失われることはなく、支障はないとの回答があった。

（議案は原案どおり可決）

（その他）後援等承認決定した事業一覧について

教育総務課長から、令和７年１２月１６日から令和８年１月１５日までに後援等承認決定した事業が９件あったとの報告があった。

日程第１（報告２－６号）非公開

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和８年２月定例熊谷市教育委員会を閉会した。

（１４時３０分　閉会）

署名　　教育長　　渋谷　昌美

委　員　　上松　妃都美